

監査公表第14号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和元年7月8日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 滝川 健司

監査結果の措置対象

経営管理部

総務企画課、医事課、医療情報室

監査結果報告年月日

平成31年3月14日

監査結果に対する措置通知年月日

令和元年7月2日

講じた措置等の内容

【総務企画課】

《意見1》

委託業務については、随意契約によるものが多く見受けられた。業務の特殊性から理解できるものの、業務仕様書の精査、他の公立病院の同種の契約を参考に検証を行うなど、「随意契約適正執行のための指針」に沿った契約となるよう努められたい。

《措置内容》

「随意契約の適正執行のための指針」および他の公立病院の類似業務内容を基に、随時、業務仕様書の見直し及び必要な業務委託を実施するよう取り組んでいます。引き続き随意契約の適正化に努めます。

《意見2》

病院施設、設備等の老朽化への対応とともに、一部病棟において実施した耐震診断結果を踏まえ、計画的な施設改修等に引き続き努められたい。

《措置内容》

耐震診断を実施した西病棟については、医療機能および建物品質を確保しつつ業務を継続しながら進める必要があります。高い専門性・技術力が不可欠となります。将来的な予測、投資を考慮し、専門業者への委託も含め改修等計画を検討します。また、老朽化した設備については、院内保育所空調設備取替工事（平成30年7月完了）、自動火災報知設備更新工事（平成31年3月完了）等を実施しました。今後も修繕計画を見直しながら施設・設備の延命化および更新等改修に努めます。

《意見3》

多くの土地、建物等を管理しているが、賃貸借契約のあり方、不要不急なものについて見直し等をされたい。

《措置内容》

東入船医師住宅跡地については、市財政課および市土地開発公社と合わせ、平成30年6月と平成30年12月に市有財産売却一般競争入札を実施しましたが入札参加者はありませんでした。そのため、引き続き売却だけでなく他の用途での使用も含め検討します。また老朽化が進んだ建物等については解体等を行うなど、管理のあり方等を検討します。

借地については、消防署跡地を市民病院第3駐車場として整備したことに伴い、借地を見直し、不要な箇所について解約を行いました。引き続き長期的な視点や必要性を考慮しながら、借地の見直しについて検討します。

《意見4》

災害時医療体制の構築を図るため、BCP（業務継続計画）の策定に引き続き努められたい。

《措置内容》

平成30年11月に厚生労働省主催の事業継続計画（BCP）策定研修に参加し、平成31年3月に「新城市民病院事業継続計画書（BCP）」を策定しました。常に見直しが必要な計画であるため、訓練などにより検証し、継続的に改善を図ります。

【医事課、医療情報室】

《意見1》

委託業務については、随意契約によるものが多く見受けられた。業務の特殊性から理解できるものの、業務仕様書の精査、他の公立病院の同種の契約を参考に検証を行うなど、「随意契約適正執行のための指針」に沿った契約となるよう努められたい。

《措置内容》

「随意契約の適正執行のための指針」および他の公立病院の類似業務内容を基に、随時、業務仕様書の見直し及び必要な業務委託を実施するよう取り組んでいます。引き続き随意契約の適正化に努めます。

《意見2》

災害時医療体制の構築を図るため、BCP（業務継続計画）の策定に引き続き努められたい。

《措置内容》

平成30年11月に厚生労働省主催の事業継続計画（BCP）策定研修に参加し、平成31年3月に「新城市民病院事業継続計画書（BCP）」を策定しました。常に見直しが必要な計画であるため、訓練などにより検証し、継続的に改善を図ります。